

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年2月22日(木) 午後2時00分から午後3時37分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:24名 欠席:2名	出席:尾池議長、今井委員、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、石川委員、伊吹委員、 剣持委員、六井委員、山下委員、眞鍋委員、三浦委員、 澤田委員、篁委員、永倉委員、轟木委員、仲井委員、 小川委員、細川委員、林委員、藤森委員 欠席:酒井公夫委員、竹下委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学学則の一部改正について</p> <p>① 全学共通科目</p> <p>② 先取り履修制度</p> <p>③ 教職科目</p> <p>(2) 静岡県立大学大学院学則の一部改正について</p> <p>① 入試関連</p> <p>② 食品栄養環境科学研究院</p> <p>(3) 医療経営研究センターの廃止及び政策研究センターの設立について</p> <p>(4) 静岡県立大学国際交流会館(仮称)構想案(中間報告)について</p> <p>(5) 2025年度 大学院薬食生命科学総合学府 入学者選抜方法の変更について</p> <p>① 食品栄養科学専攻 博士前期課程</p> <p>② 環境科学専攻 博士前期課程</p> <p>(6) 客員教授等の称号付与の推薦について(薬学部21件)</p> <p>(7) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養科学部1件)</p> <p>(8) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養環境科学研究院1件)</p> <p>(9) 客員教授の称号付与の推薦について(言語コミュニケーション研究センター1件)</p> <p>(10) 臨床教授の称号付与の推薦について(薬学部6件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 間接経費率引き上げに係る各学部科の検討結果について</p> <p>(2) 2024年度 短期大学部 年間行事計画について</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 静岡県立大学客員共同研究員規程見直しについて</p> <p>(2) 令和6年度大学運営会議及び教育研究審議会日程(案)について</p> <p>4 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① グローバル地域センター</p> <p>② 「ふじのくに」みらい共育センター</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和6年1月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 静岡県立大学学則の一部改正について

- ① 全学共通科目(説明者:今井委員)

全学共通科目に関する静岡県立大学学則の一部改正を行う。

1つ目は、本学では非常時における特例的な措置を除き、遠隔授業の実施を想定しておらず、遠隔授業単位数の上限について、学則で定められていなかった。

遠隔授業の定義及び卒業要件に含めることができる遠隔授業単位数は、大学設置基準及び文部科学省の通知によって定められており、来年度からの遠隔授業科目の新設に当たり、学則第51条に、卒業要件単位数に含めることができる遠隔授業の単位の上限を60単位と定める。

なお、遠隔授業に該当する科目は、授業科目欄の科目名の後に、墨つき括弧で遠隔授業と付記し、他科目と区別する。

2つ目は、静岡県立大学学則第42条並びに第51条別表Ⅰ及び別表Ⅱについて、科目の再編成等があったため、改正する。

1点目は、ふじのくに地域・大学コンソーシアムからの提供申請に伴い、しずおか学の中のふじのくに学5科目を新設する。具体的には、「ふじのくに学（ガストロノミーリズム）」、「ふじのくに学（魅力ある食と地域づくり）」、「ふじのくに学（静岡県西部地域の特性と産業）」、「ふじのくに学（静岡県の産業イノベーションⅡ）」、「ふじのくに学（静岡県の産業イノベーションⅢ）」、それぞれ2単位とする。「ふじのくに学（ガストロノミーリズム）」、「ふじのくに学（魅力ある食と地域づくり）」は、本学が提供する科目である。

2点目は、しずおか学に関する授業内容を見直し、講義とフィールドワークを一連に実施するため、「歴史から読み解くしずおか学A、B」各1単位の科目について、1期の科目「歴史からみるしずおか学」2単位と再編成する。

3点目は、グローバル地域センターが提供する科目について、授業内容を見直し、総合科目1科目を廃止し、しずおか学1科目を新設する。具体的には、「命とくらしをグローバルに考える講座」2単位を廃止し、「世界からしずおかを見る しずおかから世界へ」をしずおか学として、1科目2単位を新設する。

4点目は、キャリア支援センターが提供する科目について、「ライティング基礎」、「ライティング実践」、「総合科目Ⅰ」、「総合科目Ⅱ」の4科目を統合し、「キャリアデザイン概論」に再編成し、科目を新設する。また、総合科目という名称が内容について不明確であることから、「総合科目Ⅲ」を廃止し、「男女共同参画社会とジェンダー」を新設する。

5点目は、文部科学省による数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度への対応のため、第1部門にある「情報処理実習」2単位を廃止し、全学部生必修科目として「数理・データサイエンス・AI入門」1単位を新設する。本科目は、オンデマンド形式の遠隔授業である。

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

<意見>

・「しずおか学」及び「ふじのくに学」という言葉は、一般的に理解されている共通言語であるのか。(学外委員)

<回答>

・「しずおか学」は本学の選択必修科目であり、静岡に関連する知識を持ってもらうべく、創設された科目である。「ふじのくに学」は、静岡大学などの近隣大学とコンソーシアムを形成しており、コンソーシアムを通じ、様々な大学に提供している科目である。(説明者)

<意見>

・静岡県立大学として、静岡県の中で一般的に広めていこうという意思の表れと見て良いか。(学外委員)

<回答>

・静岡県の中では定着してきていると認識しており、歴史では、「しずおか学」の方が「ふじのくに学」より先に創設された。(説明者)

<意見>

・客観的に見ると、少し分かりにくいように感じる。(学外委員)

<回答>

・各都道府県で似たようなものがあり、地域の特産物を作りたいという意図が見えるが、スマートではないかもしれない。良いアイデアがあれば、御意見をいただきたい。(議長)

審議事項(1)①について提案のとおり承認された。

② 先取り履修制度(説明者:小林委員)

令和3年の学校教育法施行規則第146条の改正に伴い、本学の先取り履修制度に係る、静岡県立大学学則、静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則及び静岡県立大学科目等履修生規程を改正する。

高等学校教育と大学教育との連携・接続という観点から、高校生等が大学授業を履修し、その後当該大学に入学した場合には、卒業単位取得として認め、修業年限の通算を行うことが可能となった。

本学では、高大接続の強化及び多様性のある学生を受け入れるため、高等学校に在学する高校生においても、本学の科目を履修できる制度(先取り履修制度)を導入しようと、各学部、教務委員会で検討してきた。

学則第61条について、科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校等を卒業した者という条文を削除し、静岡県立大学科目等履修生規程に定める。

また、高校生等を受け入れるに当たり、社会人の科目等履修生は、入学検定料及び入学金を徴収していたが、高校生等からは徴収しないこととし、静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則の改正を行う。

静岡県立大学科目等履修生規程は、同様に高等学校等を卒業した者と定めていた条文について、高等学校等に在学する者も含める内容が必要となるため、「高等学校等に在学する者で、学長が適当と認めたもの」を追加する。

なお、新たに静岡県立大学高等学校等に在学する者に関する科目等履修生細則を制定し、詳細に記載する。

以上は、令和6年4月1日から施行する。

審議事項(1)②について提案のとおり承認された。

③ 教職科目(説明者:伊吹委員)

令和元年度に文部科学省に届出済みの変更内容と現在の静岡県立大学学則(以下、「本学学則」という。)第55条別表Ⅳ、教職に関する授業科目名、単位数及び履修方法との間に相違があり、一部改正もれがあることが判明したため、本学学則を一部改正する。

具体的には、文部科学省への届出内容に合わせ、高等学校教諭一種免許状(理科)の取得に係る本学学則別表Ⅳを改正する。

改正内容は2つあり、1点目は、教科及び教科の指導法に関する科目の生化学実験の単位数を2単位から1単位に変更する。なお、本件は令和元年度にカリキュラムに関わる学則別表Ⅱの改正を行い、カリキュラム上は適用されている。

2点目は、教科及び教科の指導法に関する科目に食品物理学の2単位を追加する。

本件は、すでにカリキュラムに存在する授業科目を教職課程にも位置づける。

以上2点の改正内容は、令和2年度の入学生から適用されているが、文部科学省への届出には誤りがなく、学生にとって不利益は生じない。

参考資料として、再発防止策の観点から事務局で作成したチェックリストなどを添付したため、今後はこれにより正確な手続きを取るよう努める。

審議事項（1）③について提案のとおり承認された。

（2）静岡県立大学大学院学則の一部改正について

① 入試関連（説明者：細川委員）

文部科学省が定める本学大学院の入学資格及び本学学生募集要項に沿った項目に改めるため、静岡県立大学大学院学則の条文における追加及び変更を行う。

改訂内容は、(1) 第38条の修士課程、(2) 第50条の博士課程、それぞれの入学資格に関するものである。

同学則第38条第1号は、基づく学校教育法について、第83条から第102条に変更する。同第2号は、改正前の第8号と紐づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者に変更となる。同第6号は、外国の大学等において修業年限が3年以上という条文を新たに追加する。同第7号は、改正前の第5号と紐づき、「指定された専修学校の専門課程を修了した者」とする。同第8号は、改正前の第6号と紐づき、「文部科学大臣の指定した者」とする。同第10号は、条文の「もの」を漢字の「者」に変更する。同第11号は、条ずれによる変更である。

同学則第50条は、第5号に「国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者」という条文を新たに追加する。同第8号は、条文の「もの」を漢字の「者」に変更する。

審議事項（2）①について提案のとおり承認された。

② 食品栄養環境科学研究所（説明者：三浦委員）

静岡県立大学大学院学則について、2点改正を行う。

1点目は、当研究所では、静岡健康長寿学術フォーラムへの参加等に対し単位認定をしていたが、令和5年度から同フォーラムの開催方式が変更されたため、食品栄養科学専攻、環境科学専攻の博士前期課程・博士後期課程の選択科目から「健康長寿科学特論A,B,I,II」を廃止する。

2点目は、令和5年度から全学共通科目の内容が変更されており、その内容に合わせ、食品栄養科学専攻の博士前期課程・博士後期課程における、自由選択科目の一部を変更する。具体的には、自由選択科目において、「バイオ静岡から世界へA,B」を1科目に統合し、新設科目「静岡「知」各論ー食品環境科学と地域企業の視点からー」とする。また、「健康イノベーション教育プログラム」の6つの分野についても1科目に統合し、新設科目「健康イノベーション教育プログラム」とする。

審議事項（2）②について提案のとおり承認された。

（3）医療経営研究センターの廃止及び政策研究センターの設立について

（説明者：六井委員）

新センターの設立に伴い、静岡県立大学大学院学則及び当該センターの規程を制定する。

経営情報イノベーション研究科は、4つの研究センターを持っており、公共政策、

経営、データサイエンス、観光の4つの分野を掌っている。

これまでは、この中の公共政策分野において医療経営研究センターがあり、名称のとおり医療経営分野に限定されていたが、今後はデータサイエンス及び観光など、全般的に網羅できる形とし、幅広く研究の知見を持っていくこととしたため、医療経営研究センターを廃止し、新たに政策研究センターを設立する。新センターは、4つの研究分野を統合させる形で、公共政策に資するような研究を行っていく。

センターの運用開始は令和6年4月1日からとし、関係する規則等についても、施行日を令和6年4月1日とする。

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

（4）静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想案（中間報告）について

（説明者：富沢委員）

静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想案（中間報告）の概要版及び構想案本体について、教育研究審議会で審議の上、静岡県に本構想案（中間報告）を提出する。

本学のさらなるグローバル化推進のため、令和5年度から本学教職員で構成する静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想検討委員会により、本学に隣接している静岡県立中央図書館の移転後の跡地の利用方策として、本学の国際交流会館（仮称）の構想を検討している。

本学のグローバル化基本方針、教育・研究・キャンパス環境のグローバル化を確実に推進する上で、静岡県立大学国際交流会館の構築が必須であるとの強い認識を再確認したことから、多様性豊かな人材育成と地域社会との連携の2つを目標に掲げ、日本人学生の海外留学促進及び留学生の受け入れ交流といった、グローバル化方針を推進する中核拠点としての機能、学知の社会還元、グローバルとローカルの橋渡し機関としての機能を必要とする、静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想案（中間報告）を提案する。

経緯は、平成31年に中央図書館跡地利用案について、本学から静岡県に国際交流会館の提案を行って以降保留状態となっていたが、昨年2月に静岡県知事が、「静岡県立中央図書館の移転後の跡地利用については、静岡県立大学を含めた全体の価値が高まるよう、利活用のあり方を本格的に検討して参ります。」と、議会で表明されたため、本学では、昨年3月に国際交流会館（仮称）構想検討委員会の規程を施行した。その後、同委員会を4回開催し、先進事例の視察なども行いつつ、今般、国際交流会館構想の中間報告を作成した。

大きな目的とコンセプトは2つあり、1つ目は、グローバル化方針を推進する中核拠点とするため、海外学生及び教職員並びに本学学生及び教職員の交流が中心となる。

2つ目は、学知の社会還元、グローバルとローカルの橋渡し機関という点について、国際交流会館内へのグローバル地域センター移転による、本学研究のグローバル化の同一キャンパス内での統合展開を目指す。また、本学の教育研究活動を学外にも広報、周知を進めていく、橋渡し機関としての会館とする。

施設は、交わる機能、暮らす機能、研究する機能、学ぶ機能、魅せる機能を必要機能として位置付け、検討していくとともに、全体の管理運営については、支える機能を必要機能とする。全体では9,000㎡程度の規模とし、現静岡県立中央図書館より若干広めの面積を想定している。

新年度は、引き続き検討を進め、静岡県の方との調整も踏まえ、本年9月末までに構想案の最終報告を作成、提出をする。

審議事項（４）について提案のとおり承認された。

（５） 2025 年度 大学院薬食生命科学総合学府 入学者選抜方法の変更について

① 食品栄養科学専攻 博士前期課程（説明者：三浦委員）

入学者選抜方法について、２点について変更する。

１つ目は、推薦入試における出願資格の変更について、従来は大学を卒業した者及び学位授与機構から学士の学位を授与された者としていたが、過去何年も前の卒業者も対象になってしまうことや、他大学の出身者を推薦入試で選抜する場合、その大学における単位ごとの内申点の成績評価の判断基準は非常に困難であることから、2025 年度入試は、2025 年 3 月に本学を卒業見込みという条件に変更する。

２つ目は受験科目について、一次募集及び二次募集の科目等を変更する。一次募集、二次募集とも、面接として実施しているが、単に志望理由等を確認するだけでなく、受験生の卒業研究内容について質問し、科学的な教養及び対応力を見極める口頭試問のような形で実施していることから、内容的な実情に即し、面接から口頭試問に試験科目の変更を行う。

審議事項（５）①について提案のとおり承認された。

② 環境科学専攻 博士前期課程（説明者：三浦委員）

入学者選抜方法について変更する。

従来は、一次募集、二次募集の受験科目が異なっていたが、一次募集の学生と比較し、二次募集で入学した大学院生の学力についても問題は生じていないことから、試験内容は、いずれも英語の成績を提出の上、口頭試問による選抜方法に統一する。

なお、一次募集の受験科目としていた専攻関連科目は、削除する。

口頭試問では、科学、教養、学問に関する知識等を問うこととし、事前に作成した模範解答と照らし合わせながら、ルーブリック表を用いて採点する。

審議事項（５）②について提案のとおり承認された。

（６） 客員教授等の称号付与の推薦について（薬学部 21 件）（説明者：石川委員）

薬学部における客員教授等の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（６）について提案のとおり承認された。

（７） 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養科学部 1 件）（説明者：伊吹委員）

食品栄養科学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（７）について提案のとおり承認された。

（８） 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養環境科学研究所 1 件）

（説明者：三浦委員）

食品栄養環境科学研究所における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（８）について提案のとおり承認された。

- (9) 客員教授の称号付与の推薦について（言語コミュニケーション研究センター1件）
（説明者：藤森委員）

言語コミュニケーション研究センターにおける客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（9）について提案のとおり承認された。

- (10) 臨床教授の称号付与の推薦について（薬学部6件）（説明者：石川委員）
薬学部における臨床教授の称号付与について、本学推薦教員、教育指導内容、称号付与の期間、主な経歴に関して説明した。

審議事項（10）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

- (1) 間接経費率引き上げに係る各学部科の検討結果について
（説明者：小川委員、芝田地域・産学連携推進室長）

間接経費率の引き上げに関して、各部局で検討いただき、獲得した間接経費の3分の1の金額を学部、学科、研究室、教員個人に配分するという回答を得た。

また、配分した間接経費の使途については、使用可能とする内容について、各部局で案を提出いただいた。

これらの内容について、担当室の芝田室長から説明をお願いする。

（説明者：小川委員）

令和5年12月21日の教育研究審議会において、以下の2点について検討の依頼をしたので、その内容について報告する。

1点目は、間接経費の配分割合について、各学部・研究科の希望をお聞きした結果、教員個人100%、研究室100%といった回答を得ており、この取り決めで進めていく方針である。なお、今後割合を変更する場合には、各学部の教授会又は各研究科の研究科委員会において都度協議いただき、その結果を事務局に報告いただくようお願いする。

2点目は、間接経費の使途について、要望いただいた使途を事務局において今後検討し、次回以降の教育研究審議会の場で検討結果を報告する。

今後のスケジュールは、今回の結果により、間接経費の引き上げについては異論がないものと結論づけ、関連する各規程、取扱規程等を改正する。各規程の施行期日は、令和6年10月1日する予定である。施行までは約半年間あるため、その間に地域・産学連携推進室から各企業に周知、依頼を行う。

（説明者：芝田地域・産学連携推進室長）

- (2) 2024年度 短期大学部 年間行事計画について（説明者：永倉委員）

短期大学部における、2024年度の年間行事計画が固まったため、報告する。

全体を通して、授業、補講、試験などは例年どおりに実施する。また、入試日程についても同様である。

オープンキャンパスは、7月27日に対面式で開催予定である。また、オンラインにより、8月2日からは大学及び入試制度の説明、模擬授業などの動画配信を開始する予定である。この動画配信は、対面式のオープンキャンパスに参加できない高校生に対し、情報提供することを目的とする。

橘花祭は、11月9日、10日に開催予定としているため、多くの参加をお願いする。

3 その他事項

(1) 静岡県立大学客員共同研究員規程見直しについて

(説明者：藤村教育研究推進部長)

静岡県立大学客員共同研究員規程の見直しについて、事前報告を行う。

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するべく、研究インテグリティ（誠実・公正）確保が本学にも求められているため、客員共同研究員規程の改正を検討している。また、国のガイドラインにより、研究活動から生まれる発明、研究データ、ノウハウを守る秘密保持義務への対応、推進を求められている。

現行規程の問題点は、本学所定の規則を遵守する義務、客員共同研究員の研究データや情報・ノウハウ等の秘密保持義務、客員共同研究員受入承認前の安全保障輸出管理確認について、規程上示されていない点である。また、本学の施設、機器など破損時の賠償責任の所在も不明瞭となっている点及び客員共同研究員による発明の取扱いの定めについても明記がない点が問題である。

事務局内のワーキンググループにおいてたたき台を検討しており、現在の本規程の所管は経営人事室であるが、安全保障輸出管理、インテグリティ等の所管が地域・産学連携推進室であることから、本学規程の改正案及びフロー図を作成した。

今後は、本規程改正案について各部局から意見を伺い、改正を進めていく。

主な改正点は、所管部署を地域・産学連携推進室とする。また、安全保障輸出管理、誓約書について、客員共同研究員から誓約書の提出を依頼する。その他、承認の取消し条文を追加することを検討している。

今後は、客員共同研究員から誓約書の提出等を求めることにより、本学の公正・誠実な対応に取り組んでいることを明示していく。

スケジュールは、本日の報告後に各学部・研究科へ意見聴取の依頼を行うため、3月7日までに回答をお願いする。以降、意見を集約した後、ワーキンググループで検討の上、3月21日の教育研究審議会にて規程改正の審議予定である。

なお、令和6年4月1日からの規程改正施行を予定しており、以降の所管は、地域・産学連携室で行っていく。

<意見>

- ・提示いただいた問題点について、例えば研究生や客員教授等については、今後改正等の対応を予定しているか、それとも問題点はないのか。(委員)

<回答>

- ・研究生や客員教授等については、確認の上回答する。今回は、客員共同研究員規程に課題があるという認識で検討を進めてきた。(説明者)

(2) 令和6年度大学運営会議及び教育研究審議会日程(案)について

(説明者：市川経営戦略部長)

両会議の日程案について報告する。

大学運営会議は、原則第2木曜日の午後2時から、教育研究審議会は、第4木曜日の午後2時から開催する。

令和6年度は、役員会や経営審議会の日程調整の都合上、原則とは異なる開催が多くなるが、曜日の変更が極力ないように調整したため、確認をお願いする。

その他来年度に入り、学長の公務等の都合により、会議日程を変更することになった場合は、都度通知する。

4 学部・研究科等における取組報告について

① グローバル地域センター（説明者：濱下グローバル地域センター長）

本センターは、平成24年3月に解散した財団法人静岡総合研究機構のシンクタンク機能を継承して、本学の附置センターとして平成24年4月に設立された。組織は、センター長・副センター長のもとに、研究部門と事務局が置かれており、現在の副センター長は、富沢副学長である。

研究部門には、アジア・太平洋部門、危機管理部門、自然災害研究部門の3つの部門が置かれている。令和4年度に地震予知部門から改組された自然災害研究部門では、今年度から酒井副学長を特任教授に迎え、自然災害全般の調査研究を行っている。なお、アジア・太平洋部門では、国際関係学部の奈倉教授も兼務教員として研究に参加している。

続いて令和5年度の活動状況を説明する。1つ目のアジア・太平洋部門では、静岡県からの依頼を受け、平成30年度から「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究に取り組んでいる。具体的には、これまでの静岡県と浙江省の地域間交流の実績を踏まえ、多様なアジア地域間ネットワーク形成のあり方と、静岡県の果たすべき役割について調査研究を実施している。令和3年度から第2期として研究を継続しており、今年度はその最終年であるため、調査研究をまとめ、報告書を刊行する予定である。各研究員の個別の研究テーマの例は資料記載のとおりである。

2つ目の危機管理部門では、小川特任教授と西特任准教授が、本県に世界水準の危機管理体制を構築することを目的に調査研究を進めている。県の危機管理部との定例協議や防災訓練への随行などを行い、随時助言・提言を行っている。また、「ジャーナリズム公開講座」をオンラインにより開催している。今年度は14回開催し、毎回100名を超える参加があった。

3つ目の自然災害研究部門では、令和4年度から、地震予知に関する研究の他に、地震・津波・火山・風水害など自然災害全般に関する調査研究を開始し、プロジェクトに着手するとともに、研究成果の情報発信や、防災の普及啓発を行っている。1月には静岡地方気象台等との共催で、一般市民を対象としたシンポジウム「みんなで作る地震津波防災」を、2月にはオンラインによる防災講座「知っておきたい地震と火山と防災」を開催した。

このように、本センターでは、研究成果の社会への還元や提言活動について、各部門ともに意欲的に行っている。

次に、懇話会について説明する。4年前から「静岡茶の世界を考える懇話会」において、静岡県や静岡茶にゆかりのある有識者が、茶をめぐる社会経済、歴史文化などの様々な話題について自由に討論や意見交換を行うほか、静岡県の茶業を中心とした歴史的資料の調査・収集を行い、収集資料のデジタル・アーカイブ化を進めている。

その他、本センター教員がオムニバス形式で講義を行う、「命とくらしをグローバルに考える講座」、「ジャーナリズム論」、「国際安全保障入門」など、大学の全学共通科目授業の担当や一般向けの公開講座を行っている。また、10月には、SDGsイニシアティブ推進委員会との共催で、金沢工業大学SDGs推進センター長の平本先生を招いて講演会を開催するなど、SDGsの取組に力を入れている。今後も各部門の研究に、SDGsの視点を取り入れながら、センターとして取組を進めていきたいと考えている。

今後も、引き続き調査・研究と研究成果の県民への還元に努め、国内外に広く情報発信していきたい。

② 「ふじのくに」みらい共育センター

(説明者：合田「ふじのくに」みらい共育センター長)

「ふじのくに」みらい共育センターは、平成 26 年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」の理念に基づき設置された。令和元年度からは、「ふじのくに発イノベーション推進機構」における地域貢献事業の実施機関として位置付けられ、文理融合の教育研究を推進している。

教育分野の取組として、全学共通の必修科目として「しずおか学科目群」を設置している。この科目群は、学生が地域における基本的な知識や課題を学ぶことで、地域課題解決に取り組む意欲を涵養することを目的にしており、令和 5 年度は 30 科目を開講し、履修生は 2,078 名と着実に増加している。また、令和 5 年度は、静岡県フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業の社会人向けプログラムをベースに、学生向けにアレンジした「健康イノベーション教育プログラム」を開講した。

地域人材育成事業の一環として、フェローの称号付与を行っている。学生に対しては、「静岡県立大学コミュニティフェロー」の称号付与を継続しており、令和 4 年度は 91 名をフェローに認定し、累計 715 名となった。また、社会人に対しては、「健康長寿フェロー」と「地域みらいづくりフェロー」の称号付与を実施している。これまでの称号付与対象者は、「健康長寿フェロー」が 40 名、「地域みらいづくりフェロー」が 39 名である。

研究分野の取組として、地域課題の解決に向けた地域志向研究を推進している。具体的には、静岡市を含む 5 市 2 町における助成事業について、学内で調整して支援するなど、今年度は 13 件の地域志向研究を採択した。また、静岡県との連携事業として、「フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業」を実施している。この事業では、健康イノベーション教育プログラムなどの企画運営のほか、研究事業として、「リビング・ラボ」を設置・運営し、地域におけるコミュニティに基づく教育研究活動を行っている。

社会貢献分野の取組として、学生の学びを支援するという立場から、学生が実際に地域に出て活動ができる体制を整えている。一例として、看護学部の実習の一環で、健康講座の企画運営に学生が取り組むことを支援している。また、「リビング・ラボ」として、地域住民を中心に約 300 名が参加する SNS を活用した情報共有の仕組みを作り上げており、様々な情報を配信して、学びの提供を行っている。さらに、地域における食環境整備の支援として、地方創生に関する協定を締結した金融機関と連携し、「健康な食事・食環境」の認証制度の普及啓発に取り組んでおり、令和 5 年度は、5 事業者の認証取得を支援した。

静岡市との連携事業として、静岡市地域福祉共生センター（みなくる）における取組を進めている。具体的には、月 1 回 Zoom 講座を開催して、地域におけるリカレント教育を提供している。また、地域住民が集まる健康講座や交流の場を提供することで、主にシニア世代の社会参加のきっかけづくりに取り組んでいる。その他、子育て世代の方々を対象として、地域社会における世代間の繋がりを作ることを目的にしたカフェの開催や、高齢者の方がボランティア活動に取り組む機会を提供している。

「健康フェスタ」では、毎年 200 名を超える方が集まり、自身の健康状態を測定することで健康の見える化を進め、健康についての啓発活動を行っている。この企画は、健康リテラシーの向上を目指すものであり、本学薬学部、食品栄養科学部、看護学部の学生が参加している。また、これらの学部から育った薬剤師、管理栄養士、保健師による相談コーナーを設けており、本学卒業生が地域志向人材として活躍するというモデルを具現化している。

最後に、本学の様々な附置センターとの連携事業を行っており、その例として、

茶学総合研究センターと連携し、お茶の知識や情報を紹介する冊子「茶と暦」を毎月発行している。この冊子は学内に配架するほか、各種イベント等の際に配布し、本学の知を地域に提供・発信している。

5 その他

(1) 学外委員からの意見

① 花岡委員

本日の議事の中で、国際交流会館の構想案に大変関心を持った。まだ構想案の中間報告ということで、先の長い話だと思うが、概ねいつごろの完成を目標としているか。また、建設費用について、産業界からのサポートも期待できるのではないかと思うが、そのあたりはどうか。国際シンポジウムを開催する場合、講演者の方を国内外から招くことになると思うが、そのような研究者の方の宿舎を設ける予定はあるか。

<回答>

・静岡県立中央図書館の移転が完了してからでないと、国際交流会館の工事に着手できないため、完成は4～5年以上先になる見通しである。建設費用の産業界からのサポートについては、話を詰めておらず未定である。研究者の方の宿舎については、交流滞在室を10室前後設け、ゲストの研究者の方も国際交流会館に滞在できるようにする予定である。(委員)

担当：経営財務室 市野 雄基